

介護老人保健施設シルバーケア ヨシハラ 施設サービス運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人 吉原胃腸科外科が開設する介護老人保健施設シルバーケア ヨシハラが実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束等を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその身元引受人（以下単に「代理人」という）に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 当施設では、老人の自立を促すための介護を行ない家庭復帰を目標とし、強制せず、自由を重んじて生活を楽しんでもらい、画一的ではなく、利用者や代理人の目標や希望に合わせて対応し、施設長並びに、全職員は一体となり平等な立場でケアすることを理想とする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1） 施設名 介護老人保健施設シルバーケア ヨシハラ
- （2） 開設年月日 平成7年6月9日
- （3） 所在地 広島県尾道市向東町8883番地の5
- （4） 電話番号 （0848）44-4800 FAX番号 （0848）44-8401
- （5） 施設長 吉原 大貴
- （6） 介護保険指定番号 介護老人保健施設（3451180024号）

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

	常 勤	非常勤
施 設 長	1 名	
医 師	1 名	
看 護 職 員	2 名	3 名
介 護 職 員	6 名	6 名
支 援 相 談 員	2 名	
理 学 療 法 士	1 名	1 名
作 業 療 法 士		
管 理 栄 養 士	1 名	
介 護 支 援 専 門 員	1 名	
事 務 職 員	1 名	

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその代理人からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村や地域包括支援センターとの連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務職員は当施設の事務処理を行なう。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、80人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話 また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食費（入所者が選定する特別な食事の費用）、居住費、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、特別室利用料、行事費、健康管理費（予防接種費）、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

(身体の拘束等)

第 10 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束等を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束等を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、代理人に説明し同意を得ます。また当施設の身体拘束委員会に報告し、定期的に評価します。

(褥瘡対策等)

第 11 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午前 10 時より午後 8 時までとする。
- ・外出・外泊は、届出が必要。最長期間 6 日まで（但し出入りの日数は除く）
- ・設備・備品の利用は、届出が必要。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、届出が必要。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として持ち込み禁止。
- ・外泊時等の施設外での受診は、医師の許可が必要。
- ・利用者の、喫煙（タバコ及びライターはナースステーションで管理する）、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、飲酒、火気の取扱い、ペットの持込み、他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、三浦 祐嗣に充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービ

ス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

（職員の服務規律）

第 15 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 16 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第 17 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人吉原胃腸科外科の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 18 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 19 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 20 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその代理人の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第 21 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する重要事項）

第 22 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人 吉原胃腸科外科 介護老人保健施設シルバーケア ヨシハラの役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成26年4月23日より施行する。

この運営規定は、平成27年1月16日より施行する。

この運営規定は、平成27年4月1日より施行する。

この運営規定は、平成29年4月1日より施行する。

この運営規定は、平成29年8月1日より施行する。

この運営規定は、平成30年4月1日より施行する。

この運営規定は、令和元年10月1日より施行する。

この運営規定は、令和2年11月1日より施行する。

この運営規定は、令和3年4月1日より施行する。

この運営規定は、令和3年8月1日より施行する。

この運営規定は、令和4年10月1日より施行する。

この運営規定は、令和6年4月1日より施行する。

この運営規定は、令和6年8月1日より施行する。

<別紙1>

1. 利用料金

(1) 基本料金 ① 施設利用料 介護老人保健施設

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

【基本型】

< 従来型個室 >

・要介護1	717円
・要介護2	763円
・要介護3	828円
・要介護4	883円
・要介護5	932円

< 多床室 >

・要介護1	793円
・要介護2	843円
・要介護3	908円
・要介護4	961円
・要介護5	1012円

【在宅強化型】

< 従来型個室 >

・要介護1	788円
・要介護2	863円
・要介護3	928円
・要介護4	985円
・要介護5	1040円

< 多床室 >

・要介護1	871円
・要介護2	947円
・要介護3	1014円
・要介護4	1072円
・要介護5	1125円

【その他型】

< 従来型個室 >

・要介護1	700円
・要介護2	744円
・要介護3	805円
・要介護4	856円
・要介護5	907円

< 多床室 >

・要介護1	772円
・要介護2	820円
・要介護3	880円
・要介護4	930円
・要介護5	982円

サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円/日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日
夜勤職員配置加算（夜勤職員を配置するため上記金額に加算されます）	24円/日
（１）介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に39/1000を乗じたもの/月
（２）介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に29/1000を乗じたもの/月
（３）介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に16/1000を乗じたもの/月
（４）介護職員処遇改善加算Ⅳ	（３）の90/100/月
（５）介護職員処遇改善加算Ⅴ	（３）の80/100/月
※上記の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴは令和6年5月31日まで。令和6年6月1日以降は下記の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴにて算定。	
（１）介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に75/1000を乗じたもの/月
（２）介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に71/1000を乗じたもの/月
（３）介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に54/1000を乗じたもの/月
（４）介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に44/1000を乗じたもの/月
（５）介護職員処遇改善加算Ⅴ（１）～（４）	所定単位数に23/1000～67/1000を乗じたもの/月
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ月	所定単位数に21/1000を乗じたもの/月
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ月	所定単位数に17/1000を乗じたもの/月
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	34円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	46円/日
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に8/1000を乗じたもの/月
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止設置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

＊ただし、入所後30日間に限って、上記施設利用料に30円/日 加算されます。

初期加算（Ⅰ） 60円/日

初期加算（Ⅱ） 30円/日

＊外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362円/日 となります。さらに、外泊時、施設より在宅サービスを提供した場合800円/日となります。

※入退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 450円/回

入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 480円/回

試行的退所時指導加算 400円/回

退所時情報提供加算（Ⅰ） 500円/回

退所時情報提供加算（Ⅱ） 250円/回

入退所前連携加算（Ⅰ） 600円/回

入退所前連携加算（Ⅱ） 400円/回

退所時栄養情報連携加算 70円/回

なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

訪問看護指示加算 300円/回

所定疾患施設療養費（Ⅰ） 239円/日

所定疾患施設療養費（Ⅱ） 480円/日

緊急時治療管理 518円/日

ターミナルケア加算

死亡日以前31日以上45日以下	72円/日	
死亡日以前4日以上30日以下	160円/日	
死亡日以前2日又は3日	910円/日	
死亡日	1900円/日	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	
認知症ケア加算	76円/日	
認知症情報提供加算	350円/回	
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150円/月	
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120円/月	
栄養マネジメント強化加算	11円/日	
療養食加算	6円/回	
経口移行加算	28円/日	
経口維持加算Ⅰ	400円/月	
経口維持加算Ⅱ	100円/月	
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90円/月	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円/月	
再入所時栄養連携加算	400円/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140円/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	70円/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240円/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100円/回	
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円/月	
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円/月	
褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	10円/月	
排せつ支援加算（Ⅰ）	10円/月	
排せつ支援加算（Ⅱ）	15円/月	
排せつ支援換算（Ⅲ）	20円/月	
排せつ支援加算（iv）	100円/月	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	53円/月	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	33円/月	
自立支援促進加算	300円/月	
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円/月	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円/月	
安全対策体制加算	20円/回	
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100円/月	※2025年度～ 50円/
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5円/月	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円/月	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円/月	
新興感染症等施設療養費	240円/日	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円/月	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円/月	

月

② 食費（1日当たり）

1,960円

※但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担額をお支払いいただく上限となります。

利用者負担第1段階 300円/日

利用者負担第2段階 390円/日

利用者負担第3段階① 650円/日

利用者負担第3段階② 1360円/日

※特別行事食を提供させていただく場合には、300円の追加料金をいただきます。

(ただし、特別行事食の提供は、ご利用者様の希望に沿います)

③ 居住費 (1日当たり)

・従来型個室 1,850円

・多床室 1,300円

※但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担額をお支払いいただく上限となります。

	従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	550円/日	0円/日
利用者負担第2段階	550円/日	430円/日
利用者負担第3段階	1,370円/日	430円/日

④ 特別室利用料 (1日当たり)

・個室 1,680円

・2人室 1,155円

◎ケアプランにより計画されたリハビリ等が実施された場合は、上記の金額に以下の料金が加算されます。

・若年性認知症入所者受入加算	120円/日
・認知症短期集中リハビリテーション加算 (Ⅰ)	240円/日
・認知症短期集中リハビリテーション加算 (Ⅱ)	120円/日
・短期集中リハビリテーション加算 (Ⅰ)	258円/日
・短期集中リハビリテーション加算 (Ⅱ)	200円/日
・地域連携診療計画情報提供加算	300円/回

(2) その他の料金

- ・理容代 2,500円/回 (男性) 2,000円/回 (女性)
 - ・利用者が選定する特別な食事の費用 実費
 - ・教養娯楽費 160円/日
 - ・テレビ・冷蔵庫 (備付・電気代込) 225円/日 (消費税込)
 - ・電気製品持込み (電気毛布・アンカ・扇風機等) 1品目に付き 110円/日 (消費税込)
- (携帯電話・髭剃り等の充電については、55円/日 (消費税込) となります)

(3) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書及び明細書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は銀行振込、口座自動引き落としの2方法があります。利用申込み時にお選びください。